

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
前文	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人堺市立病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」（平成 24 年 月 日）を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人神戸市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する報告書の評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針（平成 22 年●月●日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。	地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針」に基づき、以下の要領により実施する。	地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」（平成 23 年 月 日決定）を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。	前文	地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を実施するにあたっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価の方針（平成 24 年 7 月 日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。
評価方針	年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。	(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。			(1) 年度評価は、中期目標及び中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 (2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。		
評価方法（概要）	当該年度の年度計画に掲げる「第 1 から第 4」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。 なお、堺市長は、中期目標及び中期計画の達成に向けた取り組みの中で特に重要であるとする年度計画の小項目（以下「重点ウエイト小項目」という。）を定める。	(2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について法人が自己評価を行い、さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第 1 ～第 4」の項目（大項目）について評価を行う。	「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた小項目ごとに、その実施状況について法人が自己評価を行う。さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第 1 ～第 4」の項目（大項目）について評価を行う。なお、法人においては、年度計画の小項目を必要に応じて細分化することができるものとする。	(1) 年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「実績報告書」という。）等をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。 (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に掲げる「第 2 から第 5」の事項の実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。	(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。 (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。	項目別評価	ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について 3 段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。 イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。 ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について 5 段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。
（項目別評価・自己評価）					項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 評価委員会による小項目評価、(3) 評価委員会による大項目評価、の手順で行う。		
	(1) 法人による小項目の自己評価 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について、自己点検に基づき、法人として次の 5 段階で自己評価を行うものとする。	①項目別評価…法人による小項目自己評価 法人において、年度計画の小項目ごとの進捗について実施状況（判断理由）を記載するとともに次の 5 段階で自己評価を行ったうえ	(1) 項目別評価【法人による小項目自己評価】 法人において、小項目ごとの進捗について、実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、次の 5 段階で自己評価を行い、判断理	① 法人による自己評価 法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に判断できるよう、別に定める小項目評価の評価項目ごとの進捗について、年度計画の実施状況を正確に記載すると	(1) 法人による自己評価 ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。	評価方法（項目別評価・自己評価）	(2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定 法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするにあたっては、業務実績報告書を作成して行う。

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
	<p>5:年度計画を大幅に上回って実施している。</p> <p>4:年度計画を上回って実施している。</p> <p>3:年度計画を順調に実施している。</p> <p>2:年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>1:年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断し評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務実績報告書には、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。</p>	<p>で、事業報告書を作成する。法人は、各項目に市民病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮してウエイトを設定するとともにその理由を付記することとする。</p> <p>なお、事業報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載することとし、自己評価は病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行うものとする。</p> <p>5・・・年度計画を大幅に上回って実施。</p> <p>4・・・年度計画を上回って実施。</p> <p>3・・・年度計画を順調に実施。</p> <p>2・・・年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>1・・・年度計画を大幅に下回っている。</p>	<p>由を記載した業務実績報告書(別紙のとおり)を作成する。法人は、各項目に市立病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮して、ウエイトを設定するとともにその理由を付記するものとする。</p> <p>なお、業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。</p> <p>5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。</p> <p>4・・・年度計画を上回って実施している。</p> <p>3・・・年度計画を順調に実施している。</p> <p>2・・・年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>1・・・年度計画を大幅に下回っている。</p>	<p>ともに、次の5段階による自己評価及び自己評価の判断理由を明確にした実績報告書を作成する。また、年度計画の実施状況等については、各病院の自己点検に基づき、法人として、年度計画に目標値がある場合はその達成状況を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握した上で記載し、業務運営の改善及び効率化等の取組や様々な工夫、地域医療への寄与など特色ある取組については特記事項として記載するとともに、年度計画を達成できなかった場合における理由その他今後の課題についても明らかにする。</p> <p>なお、法人は市民病院としての役割や中期計画、年度計画の達成のため、重要と考える項目とその理由を記載したウエイト付け一覧表を作成し、各事業年度開始前までに評価委員会に提出する。</p> <p>5:年度計画を大幅に上回って実施している。</p> <p>4:年度計画を上回って実施している。</p> <p>3:年度計画を順調に実施している。</p> <p>2:年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>1:年度計画を大幅に下回っている。</p>	<p>V・・・年度計画を大幅に上回って実施している。</p> <p>IV・・・年度計画を上回って実施している。</p> <p>III・・・年度計画を順調に実施している。</p> <p>II・・・年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>I・・・年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>		<p>業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。</p> <p>また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。</p> <p>小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。</p> <p>評価A:年度計画を十分に達成している。</p> <p>評価B:年度計画をおおむね達成している。</p> <p>評価C:年度計画の達成に至っていない。</p> <p>※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由(総合的に考慮した内容)を明記することとする。</p>
(項目別評価・評価委員会(小項目))	<p>(2) 評価委員会による小項目評価</p> <p>評価委員会は、業務実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。</p> <p>その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。</p> <p>また、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由等を記載する。その他、特筆すべき点など必要に応じて</p>	<p>②項目別評価…評価委員会による小項目評価</p> <p>評価委員会において、法人の自己評価及び目標の達成状況、前年度実績との比較なども検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。</p> <p>法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示す。</p> <p>その他、委員会の意見を踏まえ、</p>	<p>(2) 項目別評価【評価委員会による小項目評価】</p> <p>評価委員会において、法人の自己評価及び法人が設定する小項目、ウエイトなどを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に「1～5」の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。</p> <p>評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じて、特筆すべ</p>	<p>② 評価委員会による小項目評価</p> <p>評価委員会は、実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績、自己評価、目標の達成状況、前年度実績との比較などを検証し、小項目ごとの進捗状況について確認及び分析し、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。</p> <p>その際、業務実績に目標値がある場合はその達成状況を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握した上で、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうか、単に数値だけで判断するのではなくその質についても考慮し、適正に評価を行う。ウエイトを考慮する小項目は、あ</p>	<p>(2) 評価委員会による小項目評価</p> <p>① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。</p> <p>③ その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p>	<p>評価方法(項目別評価・評価委員会)</p>	<p>(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定</p> <p>評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。</p> <p>評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。</p>

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領	地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
	て、コメントを付す。	必要に応じて、コメントを付す。	き点や遅れている点についてコメントを付す。	らかじめ法人が設定した小項目を検証し、評価委員会が決定する。また、業務実績に影響を及ぼした要因についても考慮し、計画と実績の乖離について、その妥当性等を検証した上で、評価を行う。なお、法人の自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示すほか、必要に応じ特筆すべき事項を記載する。		
(項目別評価・評価委員会(大項目))	<p>(3) 評価委員会による大項目評価 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を記載する。</p> <p>なお、小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、小項目における評価の構成割合やその内容、特に重点ウェイト小項目の評価結果を総合的に判断して評価を定めるものとする。</p> <p>S：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある (評価委員会が特に認める場合) A：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる (すべての小項目が3～5) B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる (3～5の小項目の割合がおおむね9割以上) C：中期計画の実現のためにはやや遅れている (3～5の小項目の割合がおおむね9割未満) D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある (評価委員会が特に認める場合)</p>	<p>③項目別評価…評価委員会による大項目評価 小項目評価の結果を踏まえて、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目(大項目)ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。</p> <p>S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある(評価委員会が特に認める場合) A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる(すべての項目が3～5) B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる(3～5の割合が9割以上) C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている(3～5の割合が9割未満) D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある(評価委員会が特に認める場合)</p>	<p>(3) 項目別評価【評価委員会による大項目評価】 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。</p> <p>S：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある(評価委員会が特に認める場合) A：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる(すべての小項目が3～5) B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上) C：中期計画の実現のためにはやや遅れている(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満) D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある(評価委員会が特に認める場合) なお、小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、ウェイトを考慮した小項目数によるものとする。</p>	<p>③ 評価委員会による大項目評価 評価委員会は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容を考慮し、年度計画に掲げる「第2から第5」の項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及び判断理由を記載する。</p> <p>なお、小項目評価結果の割合(3～5の割合)は、ウェイトを考慮した小項目数(項目にウェイトを乗じて得た数)による項目数により算定する。</p> <p>S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合) A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。(すべての項目が3～5) B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。(3～5の割合が9割以上) C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。(3～5の割合が9割未満) D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p>	<p>(3) 評価委員会による大項目評価 ○評価委員会において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。</p> <p>S……中期目標・年度計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合) A……中期目標・年度計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。(すべての項目がⅢ～Ⅴ) B……中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上) C……中期目標・年度計画の達成のためにはやや遅れている。(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満) D……中期目標・年度計画の達成のためには重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p>	<p>評価方法(項目別評価・評価委員会(大項目))</p> <p>(4) 評価委員会による大項目評価の確定 ア 大項目の5段階評価 評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。</p> <p>評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。 (評価委員会が特に認める場合) 評価4：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。(すべての小項目がA又はB) 評価3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。(A又はBの小項目の割合がおおむね9割以上) 評価2：中期計画の実現のためにはやや遅れている。(A又はBの小項目の割合がおおむね9割未満) 評価1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。(評価委員会が特に認める場合) ※ 割合の算定は、ウェイトを考慮した小項目数によるものとする。 ※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。</p>

先行事例における年度評価実施要領比較

	地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人神戸市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領	地方独立行政法人加古川市民病院機構 年度評価実施要領	地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領		地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領
(全体評価・評価委員会)	<p>(1) 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p> <p>(2) 全体評価においては、項目別評価の結果、特に重点ウエイト小項目の評価結果とともに、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。また、特色ある取り組みや工夫、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組みについても評価することとする。</p> <p>(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。</p>	<p>評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。その際全体評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載することとする。</p> <p>また、評価の中で改善すべき事項については委員会の意見として報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。</p>	<p>評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。その評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について評価結果報告書(別紙のとおり)に記載することとする。</p> <p>また、評価の中で改善すべき事項については評価委員会の意見とともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。</p>	<p>評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。全体評価においては、中期目標の達成状況について総合的な視点から評価するとともに、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や工夫、財務内容の改善その他の中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組について積極的に評価することとする。</p> <p>また、評価委員会の評価には法人への提言、業務改善等の指摘など評価委員会の意見を付す。</p>	<p>(1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p> <p>(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。</p>	<p>評価方法(全体評価・評価委員会)</p>	<p>評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。</p> <p>総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。</p>
年度評価のスケジュール	<p>評価委員会が行う評価に当たっては、法人の業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。</p>				<p>(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】</p> <p>(2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】</p> <p>(3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】</p> <p>(4) 評価(案)について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】</p> <p>(5) 評価委員会において評価を決定して、法人に通知した後、市長に報告するとともに公表する。【9月】</p>		
その他		<p>(1) 法人において作成する事業報告書の様式は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。</p>		<p>(1) 実績報告書の様式は、別に定める。</p> <p>(2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(1) 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。</p>		